

平成21年度高知県人事委員会業務の状況

目 次

1	職員の競争試験及び選考の状況	1 P
	(1) 採用試験	1 P
	(2) 採用選考	6 P
	(3) 昇任試験	7 P
	(4) 昇任選考	8 P
2	職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	
	職員の給与（期末手当及び勤勉手当）に関する報告及び勧告 （平成21年5月14日）の骨子	9 P
	職員の給与等に関する報告及び勧告（平成21年10月15日）の骨子	10 P
3	職員の勤務条件に関する措置の要求の状況	14 P
4	職員に対する不利益処分に関する不服申立ての状況	15 P

1 職員の競争試験及び選考の状況

職員の任用は、地方公務員法第15条において任用の根本基準として「職員の任用は、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。」とされている。このため、人事委員会は、職員採用上級試験等5種類の採用試験と、巡査部長昇任試験等3種類の昇任試験を実施している。

また、医師、獣医師等の競争試験によることが不適当な職の採用及び一般職員等の昇任（警察官の昇任試験を除く。）については、選考によって行うことができるとしている。

なお、平成16年度から実施している、身体障害者を対象とした職員採用選考試験は平成21年度も実施した。

(1) 採用試験

平成21年度の採用試験の実施状況は、次のア～ウの各表のとおりである。

各採用試験の受験者数は、上級試験765名（対前年10.9%の減）、中級試験36名（対前年68.4%の減）、初級試験272名（対前年50.3%の増）、警察官507名（対前年2.3%の減）となっており、上級試験及び中級試験が平成20年度を下回った。

上級試験及び中級試験の受験者の数が減少しているのは、上級試験については、平成20年度に新設した受験年齢の上限を34歳まで引き上げた試験区分「行政・TOSA」について第1次試験前に書類選考を実施したこと、中級試験は、試験区分「看護師」のみの実施にとどまったことが主な原因である。

受験者の増加に向けて、引き続き新聞、ラジオ、テレビ、インターネット（ホームページ、携帯サイト（平成20年度作成））等マスメディアを活用した広報活動を積極的に行うとともに、地元大学で開催される公務員就職希望者に対する説明会への職員の派遣などを通して、受験者の確保に努めていくことが必要である。

また、質の高い優秀な人材を確保するためには、魅力ある職場づくりも欠かすことができないものであることから、任命権者も、人材の育成・活用、勤務環境の整備などに努めることが重要である。

ア 試験の実施方法等

人事委員会の行う採用試験の種類及び試験の実施内容等は、次のとおりである。

試験の種類	試験の程度	試験方法	
		第1次試験	第2次試験
上 級	大学卒業程度	教養試験 専門試験 (行政・TOSA以外) 論文試験 (行政・TOSAのみ)	論文試験 集団討論 個別面接 適性検査 身体検査
中 級	短期大学卒業程度	教養試験 専門試験	論文試験 集団討論 個別面接 適性検査 身体検査
初 級	高等学校卒業程度	教養試験 専門試験(技術のみ)	作文試験 集団面接 個別面接 適性検査 身体検査
警察官 A (男性・女性)	大学卒業程度	教養試験 身体検査 体力試験	論文試験 集団討論 個別面接 適性検査 身体精密検査
警察官 B (男性・女性)	高等学校卒業程度	実技試験 (警察官 A (武道 指導)のみ)	作文試験 集団面接 個別面接 適性検査 身体精密検査

- (注) 1. 警察官 A (男性) 及び B (男性) の第1次試験は、警視庁 (東京都) 及び大阪府警察本部と共同で実施している。
2. 警察官の試験区分のうち A は大学卒業者、B はその他の者を対象とする (以下、各表について同じ。)

イ 実施日程

平成 21 年度の採用試験は、次の日程により実施した。

試験の種類	試験公告	受付期間	第1次試験	第2次試験	合格発表
上 級 (行政・TOSA)	4月17日	4月20日 ～5月15日	6月28日	7月25日～ 8月4日	8月31日
上 級	4月28日	5月7日 ～5月22日	6月28日	7月25日～ 8月4日	8月31日
中・初級	7月14日	8月14日 ～9月1日	9月20日 9月27日	10月24日～ 10月30日	11月20日
警察官 A (男性・女性)	4月17日	4月20日 ～5月22日	7月12日	8月6日～ 8月13日	8月31日
警察官 B (男性・女性)	7月14日	8月14日 ～9月1日	10月18日	11月12日～ 11月16日	12月1日

ウ 採用試験の実施状況

平成21年度の採用試験の実施状況は、次のとおりである。

(ア) 上級試験

(単位 人)

試験区分		申込者数			受験者数			合格者数			倍率	採用者数 (22.4.1現在)		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計		男	女	計
事務 職種	行政	263	163	426	169	105	274	18	10	28	—	13	5	18
		26	56	82	18	40	58							
	警察事務	11	22	33	9	16	25	1	1	2	—	0	0	0
		81	66	147	48	43	91							
	県立学校事務	33	70	103	23	50	73	7	6	13	—	7	5	12
		174	125	299	120	80	200							
	県立病院事務	2	8	10	1	5	6	1	1	2	—	0	1	1
15		13	28	9	10	19								
小計	309	263	572	202	176	378	27	18	45	8.4	20	11	31	
行政・TOSA		159	105	264	54	37	91	11	5	16	16.5	9	5	14
土木		49	16	65	41	11	52	15	5	20	2.6	11	5	16
建築		13	6	19	10	6	16	0	2	2	8.0	0	2	2
農業		28	15	43	23	10	33	4	4	8	4.1	4	4	8
林業		11	6	17	8	5	13	3	1	4	3.3	2	1	3
水産		20	1	21	15	0	15	3	0	3	5.0	3	0	3
化学		26	13	39	18	10	28	3	1	4	7.0	3	1	4
薬剤師		3	12	15	1	8	9	0	4	4	2.3	0	1	1
電気		18	0	18	14	0	14	3	0	3	4.7	3	0	3
少年補導職員		2	12	14	2	10	12	0	1	1	12.0	0	1	1
保健師		0	27	27	0	17	17	0	3	3	5.7	0	2	2
薬剤師（県立病院）		1	3	4	1	3	4	0	2	2	2.0	0	0	0
社会福祉（心理）		3	14	17	2	13	15	0	1	1	15.0	0	1	1
社会福祉（児童福祉）		6	19	25	4	14	18	1	2	3	6.0	1	2	3
医療ソーシャルワーカー（県立病院）		1	11	12	0	8	8	0	1	1	8.0	0	0	0
科学捜査研究員（生物科学）		20	27	47	14	16	30	0	1	1	30.0	0	1	1
薬剤師（県立病院）特別募集		0	2	2	0	2	2	0	2	2	1.0	0	0	0
医療ソーシャルワーカー（県立病院）特別募集		1	10	11	1	9	10	0	1	1	10.0	0	1	1
合計		670	562	1,232	410	355	765	70	54	124	6.2	56	38	94

(注) 事務職種の各試験区分の欄中、上段が第一志望、下段が第二志望である。

(イ) 中級試験

(単位 人)

試験区分	区分			申込者数			受験者数			合格者数			倍率	採用者数 (22.4.1現在)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計				
看護師	7	30	37	7	29	36	1	10	11	3.3	1	6	7			
合計	7	30	37	7	29	36	1	10	11	3.3	1	6	7			

(ウ) 初級試験

(単位 人)

試験区分	区分			申込者数			受験者数			合格者数			倍率	採用者数 (22.4.1現在)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計				
事務職種	一般事務	88	72	160	77	65	142	7	8	15	—	4	7	11		
		51	45	96	46	41	87									
	警察事務	22	13	35	21	13	34	0	5	5	—	0	5	5		
		25	20	45	22	16	38									
	学校事務	39	41	80	35	36	71	2	5	7	—	2	4	6		
		62	56	118	56	52	108									
	県立病院事務	1	1	2	0	0	0	0	1	1	—	0	1	1		
		4	4	8	3	3	6									
	小計	150	127	277	133	114	247	9	19	28	8.8	6	17	23		
	土木	16	0	16	15	0	15	5	0	5	3.0	5	0	5		
	林業	2	0	2	1	0	1	1	0	1	1.0	1	0	1		
	装備(警察)	13	0	13	9	0	9	1	0	1	9.0	1	0	1		
合計	181	127	308	158	114	272	16	19	35	7.8	13	17	30			

(注) 事務職種の各試験区分の欄中、上段が第一志望、下段が第二志望である。

(工) 警察官

a 高知県志望者

(単位 人)

試験区分		区分	受験者数	合格者数	倍率	採用者数 (H22.4.1現在)
A	男性		269	48	5.6	36
	女性		33	4	8.3	2
B	男性		179	40	4.5	35
	女性		26	6	4.3	5
合計			507	98	5.2	78

b 他団体志望者 (共同実施分)

(単位 人)

志望団体	区分	採用予定者数	受験者数			合格者数
			第1志望	第2志望	合計	
東京	A	3	1	83	84	4
	B	2	4	49	53	2
大阪	A	3	3	132	135	3
	B	2	0	106	106	10
合計		10	8	370	378	19

エ 試験成績の開示請求の状況

(単位 人、%)

試験区分	第1次試験			第2次試験		
	開示対象者	請求者	請求率	開示対象者	請求者	請求率
上級	488	32	6.6%	265	115	43.4%
中級	17	1	5.9%	19	2	10.5%
初級	199	3	1.5%	73	18	24.7%
警察官	285	16	5.6%	226	53	23.5%
計	989	52	5.3%	583	188	32.2%

(注) 第1次試験の人数には、第2次試験受験者で最終合格決定日までに辞退した人を含む。

(2) 採用選考

次に掲げる場合の採用は、選考によって行っており、平成21年度の採用選考の実施状況は、下記の各表のとおりである。

- ・ 4等級（係長級）以上の職へ採用する場合
- ・ 技能職へ採用する場合
- ・ 国又は人事委員会を置く他の地方公共団体の試験の合格者を、当該職と同等以下の職に採用する場合
- ・ かつて職員であった者をその者の任用されていた職と同等以下の職に採用する場合
- ・ 現に国等の職員である者を当該職と同等以下の職に採用する場合
- ・ 試験を行っても十分な競争者が得られない職又は順位の判定が困難な職に採用する場合
- ・ 前各号のほか、人事委員会が競争試験によることが不適當であると認める場合

ア 一般職員

(身体障害者を対象とした採用選考試験による採用については、ウで別途計上)

(単位 人)

職種		職の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5~7等級
事 務 系	一般事務		1	6	12	16 (6)	16
	管理主事等				2		
	計		1	6	14	16 (6)	16
技 術 系	医師			3	1	3	
	獣医師						3
	土木				1	1	2
	林業						
系	建築			1			
	情報管理						
	職業訓練指導員						1
	研究員						
	その他					1 (1)	9
	計			4	2	5 (1)	15
合計			1	10	16	21 (7)	31
任命権者委任分 (医師)							6

(注) 1. 各欄の () は、技能職員転職試験による転職者の数を内数で計上した。

2. 医師の5等級以下の職への採用については、任命権者に選考を委任していることから、人事委員会の実施した選考分と区別し、「任命権者委任分 (医師)」として個別計上した。

イ 警察官

(単位 人)

職種	階級	警部以上	警部補	巡査部長	巡査
	警察官		7	2	4

ウ 身体障害者を対象とした採用選考試験

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、身体障害者の雇用の促進を図ることを目的として採用選考試験を行った。その実施状況は、次のとおりである。

(単位 人)

試験区分	区分	受験者数	合格者数	倍率	採用者数 (22.4.1現在)
一般事務 (初級試験相当)		17	2	—	2
		5			
学校事務 (初級試験相当)		5	4	—	4
		15			
合計		22	6	3.7	6

(注) 一般事務及び学校事務の受験者数は、上段が第一志望、下段が第二志望である。

(3) 昇任試験

昇任試験は、警察官についてのみ行っており、巡査部長、警部補、警部の各階級について実施している。

合否は、筆記試験、口述試験及び術科試験の結果並びに勤務成績等の評価結果に基づき、決定している。

平成21年度の警察官の昇任試験の実施状況は、次のとおりである。

(単位 人)

職種	区分	受験者数	合格者数	倍率
	警部	一般試験	83	13
専門試験		25	3	8.3
警部補	一般試験	156	18	8.7
	専門試験	44	4	11.0
巡査部長	一般試験	308	29	10.6
	専門試験	39	3	13.0
合計	一般試験	547	60	9.1
	専門試験	108	10	10.8

(4) 昇任選考

職員の任用に関する規則第6条に定める職への昇任及び警察官の任用に関する規則第9条に規定する場合の昇任は、それぞれ選考により行っている。

平成21年度の昇任選考の実施状況は、次のとおりである。

ア 一般職員

(単位 人)

職種	職の等級	1等級	2等級	3等級	4等級
	事務	13	43	30	48
技術	9	29	18	46	
合計	22	72	48	94	

(注) 5等級及び6等級への昇任については、任命権者に選考を委任している。

イ 警察官

(単位 人)

職種	階級	警視	警部	警部補	巡査部長
	警察官	14 (6)	18 (17)	26 (16)	16 (0)

(注) () 内は退職時昇任の数を再掲している。

2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

■職員の給与（期末手当及び勤勉手当）に関する報告及び勧告（平成21年5月14日）の骨子

◎勧告等のポイント

- (1) 本年6月の期末・勤勉手当（ボーナス）の支給月数の一部を凍結（0.175月分）
- (2) 凍結分の取扱いについては、本年秋に必要な措置を勧告

1 勧告にあたっての基本的な考え方

- (1) 地方公務員の給与の決定原則（地方公務員法）
 - ・生計費、国や他の地方公共団体の職員及び民間事業所の従事者の給与等を考慮して定めなければならない
 - ・社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならない
- (2) 職員の期末・勤勉手当の支給月数の決定方法

民間事業所で過去1年間に支払われた一時金（ボーナス）の支給実績を調査したうえで、職員の支給月数と比較を行い、必要があれば職員の支給月数の改定を勧告することが基本

2 本年の民間夏季一時金の決定状況（民間企業における夏季一時金に関する特別調査）

現在の厳しい経済情勢の中、民間企業の本年夏季一時金が前年水準を大きく下回ることが予想されたため、県内の民間事業所の本年夏季一時金の決定状況を把握するための調査を特別に実施（4月16日～27日）

県内94事業所の本年夏季一時金の決定状況等について調査

【調査結果の概要】

- ・調査完了率 78.7%（80事業所から回答・うちボーナス制度が存在しない6事業所を除く74事業所について集計）
- ・夏季一時金決定済事業所 14事業所（事業所・従業員割合とも母集団の約2割）
- ・現時点では民間従業員の約8割の夏季一時金が未定
- ・決定済事業所における対前年増減率は産業間で大きなばらつき
- ・対前年増減率は△7.3%（参考：国△13.2%）
- ・決定済事業所以外の事業所を含め、全体として、夏季一時金が前年に比べて減少する傾向がうかがわれる

3 勧告等の内容

- (1) 特例措置の実施
 - ・民間の夏季一時金の調査結果
 - ・国家公務員に対する人事院勧告の内容
 - ・本県職員と国家公務員の期末・勤勉手当の支給月数の差（県2.125月 国2.15月）などにより判断
- (2) 特例措置の内容

○平成21年6月の期末・勤勉手当の支給月数の一部（0.175月分）の凍結を勧告

	現行	凍結分		凍結後			
		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当		
一般職員	2.125	△0.175	△0.15	△0.025	1.95	1.25	0.70
特定幹部職員	2.125	△0.175	△0.10	△0.075	1.95	1.10	0.85

なお、特例措置による凍結月数分の期末・勤勉手当の取扱いについては、現在実施中の民間給与実態調査において、県内の民間事業所における一時金（ボーナス）の支給実績を調査した上で、本年秋に必要な措置を勧告することを報告

(3) 勧告の実施時期

この勧告を実施するための関係条例の公布の日

職員の給与等に関する報告及び勧告（平成 21 年 10 月 15 日）の骨子

◎ 勧告等のポイント

月例給、ボーナスともに引下げ ～ 行政職の平均年間給与は△14.7万円（△2.4%）
 <月例給の引下げは平成 17 年以来 4 年ぶり、ボーナスの引下げは平成 15 年以来 6 年ぶり>
 <月例給とボーナスの両方の引下げは、平成 15 年以来 6 年ぶり>
 <平均年間給与は、平成 15 年の△16.9万円、平成 14 年の△15.0万円に次ぐ大幅な引下げ>

- (1) 職員の給与が民間の給与を上回るマイナス較差（△612 円、△0.16%）を解消するため、給料月額を引下げ（平均△0.16%）
- (2) 民間のボーナス（4.11 月）との均衡を図るため、期末・勤勉手当を引下げ（△0.35 月分）
- (3) 自宅に係る住居手当の廃止（平成 22 年度）
- (4) 時間外勤務手当について、月 60 時間を超える時間外労働の割増賃金の引上げに関し、労働基準法の改正を踏まえた改正（平成 22 年度）

1 民間給与との比較

県内 93 事業所の 3,768 人の個人別給与を实地調査（調査完了率 88.6%）

【月例給】 職員と民間従業員の 4 月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を対比させて精密に比較（ラスパイレス方式）

民間給与 (A)	職員の給与 (B) (平均年齢 44 歳 7 月)		較差 (A) - (B) ((A-B) ÷ B × 100)
	減額措置前	減額措置後	
371,274 円	減額措置前	371,886 円	△612 円 (△0.16%)
	減額措置後	364,665 円	6,609 円 (1.81%)

(注) 減額措置とは、特例条例によるいわゆる給与カットのこと
 高知県職員の給与は、平成 22 年 3 月 31 日まで特例条例により減額措置されている。

<減額措置の内容>

- ・ 給料の月額 一般職員 0.5～1.85%、管理職 5%
- ・ 管理職手当 10～15%

【ボーナス】 昨秋から本年夏までの 1 年間の民間の支給実績（支給割合）と職員の年間支給月数を比較

	高知県		(参考) 国	
	民間の支給割合	職員の支給月数	民間の支給割合	職員の支給月数
平成 21 年	4.11 月	4.45 月	4.17 月	4.50 月

2 改定の内容

- (1) 給料表 現行の給料表の給料月額を基礎として、民間との較差を踏まえた改定
 - ア 行政職給料表
 - 国の行政職俸給表（一）の俸給月額の引下げ額と同額を引下げ

(注) 国の行政職俸給表（一）の改定内容

基本的に同率の引下げ（平均改定率△0.2%）とするが、初任給を中心に若年層（1 級～3 級の一部）は引下げを行わない。7 級以上は平均を 0.1% 上回る引下げ

イ その他の給料表

行政職給料表との均衡を考慮して引下げ（医療職給料表（1）等を除く）

（給与構造改革の給料水準引下げに伴う経過措置額の算定基礎となる額についても、引下げが行われる給料月額を受ける職員を対象に調整率（下記（3）-イ参照）（ $\Delta 0.17\%$ ）を踏まえた率（99.83%）を乗じて得た額に引下げ

(2) 諸手当 ア、イ及びウは国家公務員の改定に準じた改定

エは県内民間の支給実績を踏まえた独自改定

ア 住居手当

自宅に係る住居手当（新築・購入等から5年に限り支給、月額3,500円）を廃止

イ 地域手当（平成22年4月1日以降）

- ・東京都特別区（東京事務所） 17% → 18%
- ・大阪市（大阪事務所） 14% → 15%
- ・医師、歯科医師 14% → 15%

ウ 時間外勤務手当

時間外労働の割増賃金率等に関する労働基準法の改正の趣旨を踏まえ、月60時間を超える時間外勤務（日曜日又はこれに相当する日の勤務を除く。）に係る時間外勤務手当の支給割合を100分の150（午後10時から翌日の午前5時までの間の勤務については100分の175）に引上げ

エ 期末手当・勤勉手当

民間の支給割合に見合うよう引下げ 4.45月分 → 4.10月分

（一般の職員の場合の支給月数）

		6月期		12月期	
21年度	期末手当	1.25月	（支給済み）	1.5月	（現行1.6月）
	勤勉手当	0.70月	（支給済み）	0.65月	（現行0.725月）
22年度	期末手当	1.25月		1.5月	
以降	勤勉手当	0.675月		0.675月	

※ 本年5月の勧告に基づき、平成21年6月期における期末手当・勤勉手当の特例措置により凍結した支給月数分（0.175月分）は引下げ分の一部に充当

(3) 実施時期等

ア 実施時期

(1) 及び(2)エの平成21年12月期の期末手当・勤勉手当

改正給与条例の公布日の翌月（公布日が月の初日であるときは、その月）

(2)ア、イ、ウ及びエの平成22年度以降の期末手当・勤勉手当

平成22年4月1日

イ 平成21年12月の期末手当の特例措置

本年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を年間給与でみて解消するため、4月の給与に調整率（ $\Delta 0.17\%$ ）を乗じて得た額に4月から実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、6月に支給された期末手当・勤勉手当の額に調整率を乗じて得た額の合計額に相当する額を、12月期の期末手当の額で減額調整（給料月額の引下げ改定のあった者に限る。）

（注）調整率

行政職の職員全体の較差の合計額を引下げ改定が行われる給料月額を受ける職員の給与月額の合計額で除して得た率

3 勧告に基づく職員給与の試算（行政職 平均年齢 44 歳 7 月）

(1) 平均給与月額

区 分	給料の月額	諸手当	計（給与）
平成 21 年 4 月	351,571 円	20,315 円	371,886 円
改定額（率）	△578 円	はね返り分 △2 円	△580 円 (△0.16%)
改定後の額	350,993 円	20,313 円	371,306 円

※ はね返り分とは、給料の月額の改定に伴い、給料の月額を算定基礎としている地域手当などの諸手当の額が増減することによる分

(2) 平均年間給与額

	勧告前（A）	勧告後（B）	（B）－（A）
平成 20 年	6,264,223 円	6,267,891 円	3,668 円
平成 21 年	6,215,286 円	6,067,882 円	△147,404 円

4 その他給与に関する事項

(1) 住居手当及び単身赴任手当

借家・借間に係る住居手当については、人事院が高額家賃を負担している職員の実情を踏まえて引き続き検討を進めるとしており、その動向を注視
単身赴任手当についても、人事院の検討の動向を注視

(2) 通勤手当

交通用具利用者に係る通勤手当について、平成 20 年度行政監査結果報告書において指摘された事項を踏まえて、自転車利用者の手当などについて検討

(3) 教員に特有の手当等

他の都道府県の動向や本県の実情を踏まえて適切に対応することが必要

5 公務運営に関する事項

(1) 人事評価制度

本県の人事評価制度をより実効性のあるものとしていくために、評価の客観性や安定性、被評価者の納得性などをさらに高めていくことが必要

そのためには、職員が人事評価制度の趣旨や実施方法などをよく理解していることが重要であり、研修や評価に関わる面談の機会などを通して制度理解を深めることにより、実効性を高めることが必要

(2) 総実勤務時間の短縮

ア 時間外勤務の縮減

事前命令の徹底など適切な勤務時間管理に努めるとともに、時間外勤務の多い職場については、その要因の把握に努め、職場全体で縮減に取り組むことが重要

時間外勤務手当の支給割合の引上げ分の支給に代えて休暇が付与される制度等については、関連法令の改正の動向等に留意しながら適切に対応することが必要

イ 年次有給休暇の取得促進

管理的地位にある職員をはじめ職員一人ひとりが休暇を取得しやすい職場環境の整備に努めることが必要

- (3) 健康管理
引き続き、職員の健康管理に関する取組を推進することが必要
メンタルヘルス対策については、有効な対策に取り組むとともに、職員のメンタルヘルスに対する意識を高めることが必要
- (4) 職業生活と家庭生活の両立
育児休業等を取得しやすくする制度や両立支援に関する休暇制度の整備について、関連法令の改正の動向等に留意しながら適切に対応するとともに、母性保護に関する取組や男性職員の育児参加を促進することが必要
次世代育成支援行動計画については、目標の達成状況等を検証した上で、有効な対策に取り組むことが必要
- (5) 良好な勤務環境の確保
職員が相互に人格を尊重し合うことによって、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどの生じない、風通しが良く、働きやすい環境が確保されるよう、引き続き研修などを通して、職員の意識向上に取り組んでいくことが必要
- (6) 定年延長等への対応
雇用と年金の連携の観点による定年年齢の段階的な引き上げについて、人事院が取組方針を示したが、本県でも、地方公務員法など関係法令の見直し等の動向に留意するとともに、人事管理や組織運営上の諸課題について検討を進めていくことが必要
- (7) 人材の育成と活用
先を見据えた計画性のある採用を進めるとともに、職員の資質・能力の向上と適材適所の人材登用に、努めることが必要

3 職員の勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して地方公共団体の当局により適当な措置がとられるべきことを要求することができる。人事委員会は、措置要求がなされたときは審査を行い、事案を判定し、その結果に基づいて自らこれを実行し、又は当該事項に関し権限を有する地方公共団体の機関に対し、必要な勧告を行うこととされている。

平成 21 年度における措置要求とその処理状況は、次のとおりである。

措置の要求件数及び処理状況

(1) 一般事案

ア 県分

(単位 件)

前年度末 係属数 (A)	年度内 要求数 (B)	計 (C) (A+B)	処 理 状 況							年度末 係属数 (C-D)
			却下	取下	打切	判 定			計 (D)	
						棄却	一部 認容	全部 認容		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

イ 市町村等からの受託分

(単位 件)

前年度末 係属数 (A)	年度内 要求数 (B)	計 (C) (A+B)	処 理 状 況							年度末 係属数 (C-D)
			却下	取下	打切	判 定			計 (D)	
						棄却	一部 認容	全部 認容		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 争議事案 (県分)

(単位 件 (事案))

前年度末 係属数 (A)	年度内 要求数 (B)	計 (C) (A+B)	処 理 状 況							年度末 係属数 (C-D)
			却下	取下	打切	判 定			計 (D)	
						棄却	一部 認容	全部 認容		
1,101(1)	0	1,101(1)	0	0	0	0	0	0	0	1,101(1)

※ 係属数は、昭和 43 年の 1,101 件 (1 事案) の大量事案である。

4 職員に対する不利益処分に関する不服申立ての状況

職員が任命権者から懲戒その他その意に反すると認められる不利益な処分を受けたと思うときは、地方公務員法第49条の2の規定により人事委員会に対して不服申立てをすることができる。

人事委員会はその不服申立てを受理したときは、事案を審査し、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、及び必要がある場合においては、任命権者にその職員の受けるべきであった給与その他の給付を回復するため必要かつ適切な措置をさせる等、その職員がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示をすることとされている。

平成21年度における不服申立てとその処理状況は、次のとおりである。

不服申立て件数及び処理状況

(1) 一般事案

ア 県分

(単位 件)

前年度末 係属数 (A)	年度内 申立数 (B)	計 (C) (A+B)	審理状況			処 理 状 況							年度末 係属数 (C-D)
			準備 手続	口頭 審理	計	却下	取下	打切	判 定			計 (D)	
									処分 承認	処分 修正	処分 取消		
5	2	7	3回	2回	5回	0	0	0	0	0	0	0	7

※ 係属数には、昭和41年以前の3件を含む。

イ 市町村等からの受託分

(単位 件)

前年度末 係属数 (A)	年度内 申立数 (B)	計 (C) (A+B)	審理状況			処 理 状 況							年度末 係属数 (C-D)
			準備 手続	口頭 審理	計	却下	取下	打切	判 定			計 (D)	
									処分 承認	処分 修正	処分 取消		
2	1	3	3回	2回	5回	0	0	0	0	0	1	1	2

(2) 争議事案 (県分)

(単位 件 (事案))

前年度末 係属数 (A)	年度内 申立数 (B)	計 (C) (A+B)	審理状況			処 理 状 況							年度末 係属数 (C-D)
			準備 手続	口頭 審理	計	却下	取下	打切	判 定			計 (D)	
									処分 承認	処分 修正	処分 取消		
6,113 (16)	0	6,113 (16)	2回	0回	2回	0	0	0	0	0	0	0	6,113 (16)

※ 係属数には、昭和60年以前の5,283件(15事案)の大量事案を含む。